

令和6年度若年技能者人材育成支援等事業実施計画書

| 実施要領 | 実施計画の内容 |
|--|--|
| <p>1 事業の実施体制等</p> <p>(1) 地域技能振興コーナー</p> <p>ア 都道府県単位の地域の窓口となるコーナーを設置すること。</p> <p>イ コーナーでは利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を主たる業務として行うものとする。</p> <p>ウ コーナーはセンターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行うものとする。</p> | <p>愛知県地域技能振興コーナー（以下「当コーナー」という。）は、愛知県職業能力開発協会（以下「当協会」という。）の事務局管理の下、当協会とは別に事務所を構え、独立した体制により専ら本事業を運営する。厚生労働省及び中央技能振興センター（以下「センター」という。）との連携に加え、地域の関係団体とも密接な連携協力をしながら、各種事業を効果的かつ効率的に進める。</p> <p>事業所所在地 愛知県職業能力開発協会 愛知県名古屋市西区浅間二丁目3番14号</p> <p>【当コーナーの設置場所】 愛知県名古屋市西区花の木一丁目4番4号 メゾン花の木2階201号室</p> <p>当コーナーは、主として次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくりマイスター（以下「マイスター」という。）の認定に係る相談対応 ・マイスター派遣のコーディネート ・連携会議の開催 <p>年間スケジュールは、別紙のとおり。</p> <p>当コーナーは、センターに対し、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行う。</p> |
| <p>(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制</p> <p>ア 地域技能振興コーナー長の配置</p> <p>イ 一般職員及び事務補佐員の配置</p> | <p>【事業実施体制】</p> <p>当コーナーは、次の体制により事業を実施する。</p> <p>コーナー長1名、事務補佐員6名（常勤職員：3名、短時間勤務職員1名、補助職員2名）</p> <p>※若年事業経験7年～1年 派遣社員（コーディネーター）4名</p> |
| <p>2 地域における技能振興事業の実施</p> <p>コーナーは、地域における技能振興事業として、以下の業務を実施する。</p> <p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等</p> <p>ア 技能五輪全国大会の予選の実施</p> <p>(ア) 対象地域</p> <p>予選会は、各コーナーが担</p> | <p>当コーナーでは、技能五輪全国大会出場を目指す愛知県内の高等学校、専門学校、企業等の生徒、学生、従業員等を対象に、愛知県予選を実施する。</p> <p>愛知県予選は、当協会の技能検定部門と密接な連携協力の下に実施する。</p> <p>予選は、当団体の技能検定担当部門との総合調整の下に実施する。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>当する都道府県別に実施すること。</p> <p>(イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施</p> | |
| <p>(ウ) 予選会の競技数・競技職種等</p> <p>a 本事業で行う予選会の実施職種</p> | <p>実施職種は、技能五輪全国大会に毎年参加実績のある「造園」及び「洋菓子製造」の2職種を予定する。なお、当該2職種は、技能検定2級実技試験の課題を使用した予選を行っていない。</p> <p>【概要】</p> <p>開催時期：令和7年3月頃</p> <p>予選職種：2職種（造園及び洋菓子製造）</p> <p>参加人員：22人程度</p> <p style="text-align: center;">〔 造園：12人（R5 6人） 洋菓子製造：10人（R5 3人） 〕</p> |
| <p>b 予選会の参加手数料の徴収（令和4年度から実施）</p> <p>予選会参加者から、参加手数料を徴収すること。</p> <p>参加手数料の額は、当該都道府県における2級技能検定実技試験受検手数料の額（若年者減免措置後の額）を参酌して定めること。</p> | <p>予選会参加手数料として、参加者一人当たり2,000円（消費税込み。）を徴収する。</p> |
| <p>イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施</p> | <p>技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会の参加促進のため、中小企業、工業高校等に所属する参加選手及び指導者の旅費及び工具等運搬費に係る支援を行う。</p> <p>支援制度は、当団体のWebサイト等で告知するとともに、参加予定の中小企業及び学校に対して当団体の競技大会担当部門と連携して漏れなく周知する。</p> <p>【支援対象】</p> <p>①技能五輪全国大会：60人程度（選手35人、指導者25人）</p> <p>令和5年度実績：41職種中32職種188人参加</p> <p>うち支援対象は、申請のあった12職種41人（選手22人、指導者19人）全員</p> <p>②若年者ものづくり競技大会：60人程度（選手35人、指導者25人）</p> <p>令和5年度実績：15職種中13職種32人参加</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>うち支援対象は、申請のあった 12 職種 50 人（選手 30 人、指導者 20 人）全員</p> <p>【支援額の設定】</p> <p>参加者の負担軽減と均衡確保のため、旅費を交通費及び宿泊費に区分し、競技会場及び期間に応じた支援額上限を予算の範囲で定める。工具運搬費は、原則として全額を支援する。</p> |
| <p>(2) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援</p> <p>社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、令和 6 年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者 150 名の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行うこと。</p> | <p>令和6年度の卓越した技能者の被表彰者を紹介するコンテンツの作成に当たり、センターが示す編集方針に沿って被表彰者を取材し、結果をセンターに提出する。</p> <p>コンテンツは、被表彰者の職種、固有の技能、職業観等に応じ、訴求力のある効果的な内容となるよう、センター及び被表彰者と十分に調整する。</p> |
| <p>(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応</p> <p>「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業は、令和 6 年度新規認定を行わない。</p> <p>両事業のいずれかを認定された事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝えること。</p> | <p>休止となった両事業に関し、認定事業者等から相談を受けた場合は一次受付し、可能な範囲で情報提供等を行うとともに、内容に応じてセンターを紹介する。</p> |
| <p>3 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について</p> <p>(1) ものづくりマイスターの開拓</p> <p>企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行うこと。</p> <p>(中略)</p> | <p>マイスターの開拓は、派遣ニーズに応じ、不足している職種や人数の状況を踏まえて、企業・業界団体等への訪問等により目標値を超える数の新規登録者の掘り起こしを行う。また、過去 3 年間に活動実績のない者等を対象に、活動継続の意思確認を行い、その結果に基づき登録解除の手続きを行う。</p> <p>新規開拓は、次のターゲットに向けて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期間にわたる安定的な派遣が可能である退職予定者や非常勤の熟練技能者（主として熟練技能の継承を担う。） ・指導技法、IT 活用・DX 対応などに関する最新の知見 |

| | |
|--|--|
| <p>また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、ないときは登録解除の手続を行うこと。</p> | <p>を併せ持つ主要企業等の現役技能者（熟練技能の継承及び変化への対応能力の向上を担う。）</p> <p>開拓は、当団体の有する関係性を最大限に活用し、次のとおり行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のマイスターからの候補者情報の収集 ・技能検定受検及び教育訓練受講企業・団体への広報 ・関係企業等への周知依頼、組織的な協力の誘引、候補者情報の収集 ・技能士会連合会、商工会議所、事業主団体等への周知及び協力依頼 ・候補者情報に基づく企業及び大学等教育機関への個別訪問 <p>開拓に当たっては、製造業等における営業経験が経験豊富なものづくり等の業界に幅広い人脈を持つ人材派遣の「コーディネーター」を最大限活用するとともに、Webサイトやリーフレット等の広報媒体を有効利用することにより、マイスター制度の一層の周知を図る。</p> <p>なお、本県では、これまでマイスターが未認定の職種故に派遣要請に応じられなかったケースはないものの、派遣ニーズの広がりが見られる中で、引き続き登録数の僅少な職種における開拓に努める。</p> <p>【目標値】 新規認定者数 延べ9人</p> <p>【実施規模】 訪問頻度：7名がそれぞれ月2日程度（可能な場合は、対面に代えオンライン実施）</p> <p>【広報手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等へのチラシ配布、当団体のメルマガ、Webサイト（当団体のWebページ内フォーム）、専用フォームによる新規登録の一次受付（MS Forms 利用） ・地域における技能振興等に係る周知・広報業務との連携 |
| <p>(2) ものづくりマイスターへの説明</p> <p>認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知すること （センターが定める免除基準に該当する場合を除</p> | <p>認定されたマイスターに対し、実技指導等の前に指導技法等講習を受講する必要がある旨を個別に説明し、受講漏れのないよう徹底する（センターが定める免除基準に該当する場合を除く。）。</p> |

| | |
|--|---|
| く。) | |
| (3) 申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの 認定申請書の受理業務を行 うこと。申請書類はコーナ ーが取りまとめてセンター に提出すること。 | マイスターの認定申請書を随時受理し、申請書類を取り まとめてセンターに提出する。 候補者の新規開拓や個別の照会に応じて候補者リストを 作成し、確実な認定につなげられるよう努める。 |
| (4) ものづくりマイスターに 対する研修 ア 研修の開催頻度や時期 年2回程度を目安に、指導 技法を学んだ講師による講義 形式により実施すること(も のづくりマイスターの認定件 数等に応じて回数を上下して 差し支えない。) | 新規認定されたマイスターを対象に、講義及び演習によ る指導技法講習を実施する。 講師は、民間企業での指導経験やマイスターとしての活 動実績が豊富で、指導技法を熟知した適任者を選任する。 【予定】 実施回数：2回以上 受講人数：10人程度以上 |
| イ 研修内容 センターの準備する指導技 法等講習の実施に関する支援 (第2.4(2)参照)を活用 し、ものづくりマイスターに よる指導技能が全国的に均一 化できるようにすること。 | センターの指導技法等講習の実施に関する支援を活用 し、マイスターによる指導技能が全国的に均一化できるよ う努める。 併せて、個人情報保護、ハラスメントの防止、若年者・ 学生との接遇といった面の知識付与や実技指導派遣依頼元 の意見等を踏まえた講習を行う。 |
| ウ 交通費の負担 指導技法等講習及びその講 師養成研修に参加する者に対 して交通費を支給することが できる。ただし、受講手当は 支払わないこと。 | 指導技法講習の講師及び受講者には、当協会の規定に基 づき実費相当額の旅費を支給する。謝金について、講師に は規定の額を支給し、受講者には支給しない。 |
| エ センター主催「事例発表・ 意見交換会」への参加 第2.4(2)ア(ウ)に 定める「事例発表・意見交換 会」へのものづくりマイスタ ーの参加勧奨を行うこと。 | センターからの通知に基づき、「事例発表・意見交換 会」の職種や議題などの内容を踏まえて、適任のマイスタ ーに参加勧奨を行う。 |
| 4 ものづくりマイスターの活 用に係る業務について (1) 若年技能者の人材育成に 係る相談・援助等 コーナーの相談窓口にお | 若年技能者の人材育成に係る企業や教育機関からの相談 に、電話、メール、Webフォーム等で対応する。派遣先の 人材育成方針を踏まえ、指導ニーズを明確化し、目的や施設 ・設備に応じた最適なコーディネートを行う。 具体的には、派遣のねらい、被指導者のレベル、派遣先 |

| | |
|---|--|
| <p>いては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行うこと。</p> | <p>の設備・環境等を丁寧にヒアリングし、案件に応じた最適な能力・経験を有するマイスターを選任の上、必要に応じ派遣先との3者による事前打合せを行うことで、効果的な指導内容となるよう調整する。</p> <p>併せて、担当マイスターの知見や類似事例における実績を踏まえて、派遣先での人材育成効果が期待できる付加提案（IT活用・DX対応の事例紹介、安全衛生・品質管理・業務改善・指導技法の講義等）を積極的に行う。</p> <p>【実施体制】 コーディネーター（専任4名）及び職員（3名）</p> <p>【相談方法】 電話、メール、Webサイト（当協会のWebページ内フォーム）、専用フォームによる派遣希望の一次受付（MS Forms利用）、オンライン会議</p> <p>【広報手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等へのチラシ配布、当協会のメルマガ、Webサイト等 ・地域における技能振興等に係る周知・広報業務との連携 |
| <p>(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施</p> <p>ア 派遣対象企業等・指導対象者</p> <p>(ア) 派遣対象企業等は、次のとおり。</p> <p>① 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者をいう。以下同じ。）</p> <p>② 業界団体（商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は問わない。以下同じ。）</p> <p>③ 工業高校等学校及び専修学校・各種学校（公共職業能力開発施設を除く。）</p> <p>④ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等</p> | <p>(注：左記欄①～④の類型ごとに派遣目標（人日）を定め、合計人日も記載すること。)</p> <p>派遣先について、企業・団体及び工業高校等学校に区分し、過去の実績や新規問い合わせのあった機関に対し個別照会するとともに、新規申し込みを4月に公募する。応募案件について、技能レベル、受講者数等（学校にあっては全体の均衡）を考慮し、派遣先を採択し第一次の派遣計画を編成する。以降、予算の範囲で随時募集し、派遣計画を更新する。派遣計画に基づき、年間を通じて効率的な実施を図るとともに、変更・中止等の状況に応じて派遣先を追加するなど、予算の範囲で最大の効果が得られるよう調整する。</p> <p>【受講者数の目標 合計 92件 2,800人日】</p> <p>①中小企業 29件以上 延べ792人日以上</p> <p>②団体 1件以上 延べ8人日以上</p> <p>③工業高校等学校 60件以上 延べ1,500人日以上</p> <p>④不特定多数対象イベント 1回以上 4職種以上 延べ100人日以上</p> <p>⑤Web配信 1職種以上、400視聴回数以上</p> <p>※効率的な執行や効果的な啓発に努め、目標値以上の成果が得られるよう努力する。</p> |

| <p>(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信</p> <p>ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施</p> | <p>(注：左記欄のア、イごとに派遣目標(人日)を定め記載すること。)</p> <p>地域若者サポートステーションからの依頼に基づき、支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信を実施する。</p> <p>【受講者数の見込】</p> <p>1件以上 延べ5人日以上</p> | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------------------|---------------------------------|------|----|------|---------------------|----------------------|---------------------------------|------|---------------|---------------|------------------------|
| <p>イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信</p> | <p>小中学校の児童・生徒を対象に、「ものづくりの魅力」発信としてもものづくり体験教室を実施する。</p> <p>【受講者数の目標】</p> <p>10校以上 延べ500人日以上</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>ウ ものづくりの魅力、技術者の持つ技能を伝えるための各種大会を通じての「ものづくりの魅力」発信</p> | <p>(注：大会が開催される県のみ記載すること。)</p> <p>技能競技大会を通じたものづくりの魅力発信のため、次のとおりイベントを実施する。</p> <table border="1" data-bbox="638 801 1394 1178"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>開催時期</th> <th>開催場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前企画</td> <td>2024/11/16(土)・17(日)</td> <td>名古屋市中企業振興会館(名古屋市千種区)</td> <td>(公社)愛知県技能士会連合会「あいち技能プラザ2024」と併催</td> </tr> <tr> <td>当日企画</td> <td>2024/11/23(土)</td> <td>愛知県国際展示場(常滑市)</td> <td>技能五輪全国大会の同日・同所で、愛知県と併催</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参加者数の目標】</p> <p>600人日以上</p> | 区分 | 開催時期 | 開催場所 | 備考 | 事前企画 | 2024/11/16(土)・17(日) | 名古屋市中企業振興会館(名古屋市千種区) | (公社)愛知県技能士会連合会「あいち技能プラザ2024」と併催 | 当日企画 | 2024/11/23(土) | 愛知県国際展示場(常滑市) | 技能五輪全国大会の同日・同所で、愛知県と併催 |
| 区分 | 開催時期 | 開催場所 | 備考 | | | | | | | | | | |
| 事前企画 | 2024/11/16(土)・17(日) | 名古屋市中企業振興会館(名古屋市千種区) | (公社)愛知県技能士会連合会「あいち技能プラザ2024」と併催 | | | | | | | | | | |
| 当日企画 | 2024/11/23(土) | 愛知県国際展示場(常滑市) | 技能五輪全国大会の同日・同所で、愛知県と併催 | | | | | | | | | | |
| <p>(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施</p> | <p>熟練技能者等による派遣指導は、マイスター派遣に準じて実施する。熟練技能者等の派遣に係る相談や募集、申し込みについては、マイスター派遣と合わせて計画的に実施する。派遣する熟練技能者については、技能士会等と調整の上、技能面や指導面での適任の者を選定し、派遣先の目的や環境に応じて最適な内容となるようコーディネーター及び職員が調整する。派遣に係る相談対応、広報、派遣先との調整は、ものづくりマイスターの派遣に準じた手段・体制により実施する。</p> <p>【参加者数の見込】</p> <p>体験会 2回以上 延べ60人日以上</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について</p> <p>(1) 連携会議の設置</p> <p>コーナーは、都道府県等地方公共団体、都道府県労</p> | <p>学識経験者、行政機関、労働団体、経済団体、教育機関、技能振興団体の関係者を構成メンバーとした連携会議を設置・運営する。</p> <p>当該会議において、地域の産業特性や就業構造を踏まえたマイスター制度の活用及び地域技能振興事業の取組、事業実施に当たっての連携・協力のあり方や方針に係る協</p> | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|---|
| <p>働局、労使団体等をメンバーとする都道府県別の連携会議を設置し、運営すること。</p> | <p>議、事業実績に係る評価等を適切な時期に実施する。</p> |
| <p>(2) 連携会議の開催回数</p> <p>連携会議は、年間2回以上開催するものとし、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行うこと。</p> | <p>【実施予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催回数：年2回（年度当初、年末） ・ 議 題： <ul style="list-style-type: none"> 第1回 ・ 前年度事業実施結果について、 ・ 事業実施計画について 等 第2回 ・ 事業実施状況について ・ 次年度に向けた改善事項等について <p>【開催方法】</p> <p>オンライン又は集合形式による。</p> |
| <p>個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置</p> | <p>個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するため、次の措置を実施する。</p> <p>(1) メール誤送付</p> <p>ア メール宛名間違い</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 宛先のアドレスをダブルチェックする。 <p>イ BCC をTO、CC 送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 宛先がBCC かをダブルチェックする。 ② 送信宛先が複数の場合、宛先をBCC に移動して送信する機能を導入する。 <p>ウ 誤情報送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 文章及び添付ファイルが正しいかダブルチェックする。 ② 要機密情報を暗号化する。 ③ 文章等のひな形を作成して、それをもとに作成する。（メールの使い回しをしない。） <p>(2) FAX 先誤り</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 宛先、FAX 番号及び文章が正しいかダブルチェックする。 ② FAX 送信後、履歴により送信状況を確認する。 ③ FAX に代えてメールを使用するように業務方法を変更する。 <p>(3) 郵送誤り</p> <p>宛先、文章及び、封入物が正しいかダブルチェックする。</p> <p>(4) 手渡し誤り</p> <p>手渡す物及び、手渡す先が正しいかダブルチェックす</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>る。</p> <p>(5) 誤アップロード アップロードする事項の内容及び、アップロード先が正しいかダブルチェックする。</p> <p>(6) その他 外部との情報共有にはMicrosoft Sharepointを、アンケート回収にはMicrosoft Formsを利用し、情報の外部漏えいの防止に努める。 また、(1)～(6)に定めるものの外、個人情報等の適切な取扱い及び漏えい防止のために受託者としてあらゆる手段を講じる。</p> <p>(7) 委託者への速やかな報告 情報セキュリティインシデントが発生した際は、委託者に速やかに報告を行う。</p> |
|--|--|